群馬県における緊急事態措置

- 1. 区域 群馬県全域
- 2. 期間 令和2年4年17日から令和2年5月6日
- 3. 実施内容
 - <県民>(4月17日から5月6日)
 - (1)<u>外出自粛</u>の要請
 - ◆新型インフルエンザ等特別措置法第45条第1項
 - <事業者等>(4月18日から5月6日)
 - (2)施設の使用停止及び催物の開催の停止要請
 - ◆特措法第24条第9項

(1) 外出の自粛について

く県民に対して>

- 〇新型インフルエンザ等特別措置法第45条第1項に 基づき、次のとおり要請します。
- →医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、<u>原則として</u>外出しないでください。

(1) 外出の自粛について

く県民に対して>

- →都市部からの人の移動によりクラスターの発生など、 感染拡大の傾向が見られることから、<u>他の都道府県</u> 間をまたいだ移動を自粛してください。
- →特に、ゴールデンウィーク期間における不要不急の 帰省や旅行などの移動は、感染拡大やクラスターの 発生リスクが高いため、<u>自粛</u>していただくようお願いし ます。

(2) 施設の使用停止について

<事業者等に対して>

- ① 新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づき、次のとおり要請します。
 - →施設の使用停止及び催物の開催の停止
- ② 特措法に規定する施設に該当しないものの、使用停止が望ましい施設についても、使用停止の協力をお願いします。
- ③ 社会生活を維持する上で必要な施設等の管理者に対しては、適切な防止対策を講じた上で事業の継続を要請します。

①特措法による要請を行う施設

施設の種類	施設		
遊興施設等	ナイトクラブ、バー、ダーツバー、カラオケボックス、ライブハウス など		
大学•学習塾等	大学、専修学校、自動車教習所、学習塾 など ※ 床面積の合計が1,000㎡超の施設		
文教施設	幼稚園、小・中学校、高等学校、高等専修学校、特別支援学校 など		
運動•遊技施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブ、パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター など		
劇場等	劇場、映画館、演芸場など		
集会•展示施設	集会場、博物館、美術館、図書館、ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)など ※ 床面積の合計が1,000㎡超の施設		
商業施設	生活に必須なものを除く ※ 床面積の合計が1,000㎡超の施設		

②特措法によらない協力依頼を行う施設

施設の種類	対象施設	
大学•学習塾等	大学、専修学校、自動車教習所、学習塾 など ※ 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 ただし、床面積の合計が100㎡以下については、営業を継続する場合に あっては、適切な感染防止対策を徹底	
集会•展示施設	集会場、博物館、美術館、図書館、ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る) など ※ 床面積の合計が1,000㎡以下の施設	
商業施設	生活に必須なものを除く ※ 床面積の合計が1,000㎡以下の施設	

③基本的に休止を要請しない施設

施設の種類	対象施設	
医療施設等	病院、診療所、薬局など	
社会福祉施設等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)、放課後児童クラブ、障害 児通所支援事業所 など	
生活必需物資販売 施設	食料品売り場、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ガソリンスタンド など	
食事提供施設	飲食店、料理店、喫茶店など	
住宅•宿泊等	ホテル、旅館 など	
交通機関等	バス、タクシー、電車など	
工場等	工場、作業場	
金融機関•官公署等	銀行、ATM、保険代理店、官公署 など	
その他	理髪店、美容院、銭湯(公衆浴場)、郵便局、結婚式場(貸衣装含む)、 葬儀場・火葬場、ランドリー、クリーニング店など	

食事提供施設への要請内容

施設の種類	対象施設	要請内容
食事提供施設	飲食店	
	料理店	
	喫茶店	営業は朝5時~夜8時まで
	和菓子•洋菓子店	酒類の提供は夜 7 時まで
	タピオカ屋	(宅配・テークアウトは除く)
	居酒屋	(七年・)一ツア・ノトは赤く)
	屋形船	

適切な感染防止対策

発熱者等の施設への 入場防止

・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止

・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限

3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止 ・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)

・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)

・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)

飛沫感染、接触感染の 防止

・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行

・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行

・店舗・事務所内の定期的な消毒

移動時における感染の 防止

・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)

・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)

・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限